

# 令和4年度住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務事業 を実施する者の公募についての公示

令和4年3月11日  
国土交通省住宅局長 淡野 博久

次のとおり、住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務事業を実施する者の公募について公示する。

※本公募は、令和4年度予算によるものであり、令和4年度予算成立が事業実施の前提となる。本公募は、「住宅ストック維持・向上促進事業」を実施する者に係る公募ではなく、「住宅ストック維持・向上促進事業」の事業者の募集・補助金の交付等に係る事務事業を実施する者に係る公募である。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務事業

### (2) 事業目的

本事業は、住宅ストック維持・向上促進事業の補助金の交付等に係る事務を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅ストック維持・向上促進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

住宅ストック維持・向上促進事業に係る以下の事務

- 事業の公募（募集要領の作成・配布、募集用HPの作成等）
  - 事業者からの提案を評価する評価委員会の運営（評価委員会の資料作成等）
  - 補助金の交付申請に係る審査、交付決定
  - 完了実績報告に係る審査、補助金額の決定
  - 補助金支払いの実施
  - 事業に係る相談の受付
  - 国土交通省の指定する過年度に実施された補助事業に係る交付申請書類の引き継ぎ、保管、次年度に実施する事務事業者への書類等の引き継ぎ（電磁的媒体記録で保管するものを含む）、補助事業完了案件に係る事後報告、取得財産の処分承認報告に係る手続きなどの事務
  - 成果報告会の開催
- 等

### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和4年4月上旬 ～ 令和5年3月下旬

## 2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事務事業の実施に係る計画が適切なものであること。
- (2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

- (3) 事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 担当：巻田、麻田

電話 03-5253-8111(内線39-448、39-432)

電子メール makita-m2a7@mlit.go.jp、asada-r24y@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和4年3月11日から令和4年3月25日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体で手交、又は電子媒体で交付。

※交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

#### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和4年3月25日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。(電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎2004~2015」「Microsoft Word2003~2016」「Microsoft Excel2003~2016」「Adobe Acrobat Reader4.0~11」の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 提出された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に係る法律」(平成11年法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書は原則として返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書提出時に申し出ること。
- (6) その他詳細は説明書による。